

学校いじめ防止基本方針

尼崎市立塚口中学校

1 目的

いじめ防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止対策基本方針を参酌し、基本理念を定め、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義

【 いじめ防止対策推進法 】

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が本校に在籍する者どうし等、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

《参考》

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う

【「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会等を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめられた生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当する。

いじめの態様

- ◇ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査6の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

5 いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

6 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所（こども家庭センター）、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

7 学校におけるいじめ防止の取り組み

学校は、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

○具体的対策

- (1) 人権教育の充実
- (2) 道徳教育の充実
- (3) 体験活動の充実

学校におけるいじめを防止するため、在籍する生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって、在籍する生徒が自主的に行うものに対する支援、在籍する生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置を講ずるものとする。

○具体的対策

- (1) 保護者、地域住民、その他の関係者との連携についての取り組み
- (2) 生徒の自主的活動への支援
- (3) 啓発活動

8 いじめの早期発見のための措置

学校は、いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

○具体的対策

- (1) 学期ごとの教育相談
- (2) 朝の挨拶運動での生徒観察
- (3) 家庭訪問での保護者との情報交換
- (4) スクールカウンセラー（SC）の活用
- (5) 定期的な生徒指導委員会

9 教職員の資質の向上

学校は、教職員に対し、いじめ防止のための対策に関する研修の実施その他のいじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

○具体的対策

- (1) 人権教育に関する研修を行う
- (2) 生徒指導・教育相談に関する研修を行う
- (3) SCを講師とした研修を行う

10 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

学校は、生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を行う。

○具体的対策

- (1) 技術・家庭科等における情報教育での学習における取り組み
- (2) 道徳の学習における取り組み
- (3) 警察等関係機関（サイバー犯罪対策課・法務局・少年サポートセンター）との連携

11 いじめ防止等のための組織

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ対応チーム）を置くものとする。

○具体的対策

組織編成（校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・学年生徒指導係・養護教諭。必要に応じて、スクールカウンセラー・特別支援教育コーディネーター・SSW等、校長が必要と認める者が加わる。）

この組織（いじめ対応チーム）は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって、主に以下の役割を担う。

- ◇学校いじめ基本方針に基づく具体的な計画の作成・実行・評価・修正
- ◇いじめの相談・通報を受ける窓口
- ◇いじめに係る情報の収集と記録、共有
- ◇いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒への事実関係の聞き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

この組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、この組織が情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに又は対応不要であると個人で判断せずに直ちにすべてこの組織に報告・相談する。加えて、この組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、この組織は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、学校が定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、学校のいじめの防止等の取り組みについてPDCAサイクルで検証を担う。

12 いじめに対する措置

学校の教職員は、生徒等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われる時は、適切な措置をとる。

学校は、生徒や保護者・地域等から通報を受けた時、その他在籍している生徒がいじめを受けていると思われる時は、速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

学校は、事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

学校は、教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた生徒等の保護者といじめを行った生徒等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、在籍する生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

上記各項における具体的な取り組みについて

- (1) 連絡・相談経路や窓口（教育相談、外部との連携、定期的アンケート等）
- (2) 教育委員会との連携・報告（いじめ報告、生徒指導研究協議会、等）
- (3) 教職員の指導体制（報告・連絡・相談の組織づくり、適切な懲戒、SCやSSWとの連携、保護者への説明・懇談の方法、支援や助言の方法等）
- (4) いじめられた生徒やいじめた生徒への指導体制（別室指導体制、学習支援方法、

- 施設・環境整備等)
- (5) 保護者対応（事案の詳細な調査と報告、客観的事実の報告、丁寧な支援・指導・助言の提案と協力要請、等）
 - (6) 関係機関との連携（事案の実態に沿った関係機関との連携、警察、福祉、病院等）

1 3 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人およびその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記の「いじめが解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒および加害生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

1 4 重大事態への対応

学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うなど、文科省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき適切に対応する。

- ①いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。
- ②いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。

学校は、調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

学校は、調査を行う場合において、調査及び情報提供について必要な指導及び支援を、教育委員会から得る。

(1) 重大事態の意味について

①「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

◇生徒が自殺を企図した場合

◇身体に重大な傷害を負った場合

◇金品等に重大な被害を被った場合

◇精神性の疾患を発症した場合 等のケースが想定される。

②「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

③また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかの判断については教育委員会が行い、その指示に従う。

学校が、調査主体となった場合は、教育委員会からの必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を受ける。

(4) 調査を行うための組織について

学校は、その事案が重大事態であると判断した時は、教育委員会へ報告し、教育委員会の判断により調査主体が学校であると認められた場合は、速やかに当該重大事態に係る調査を行うための組織を設ける。

学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、「いじめ対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法によることも考える。

(5) 事実関係を明確にするための調査とは

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつから誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

学校は、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組んで行く。

①いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。

②いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り等を行う。

(6) 調査結果の提供

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者にたいして、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うよう努める。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。（ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることはしない）

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じる。

(7) 調査結果の報告

学校は、調査結果については、市長に報告する

15 学校評価における留意事項

学校評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取り組み等について適正に評価が行われるようにする。